広島県告示第四百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年五月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

桜東地区（追加）

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十年十月二十三日広島県告示第八百五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号及び四号は「告示」で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

標柱番号	地番	字	大字	町	郡市・区
標柱一号	二〇三七番	桜東側	能登原	沼隈町	福山市
標柱二号	五〇八番四				
標柱三号	五〇七番				
標柱四号	一九九八番一				
標柱五号	二〇一二番				